

## 経済の電子化に伴う課税の新ルール構築に向けたOECDパブリックコンサルテーション文書 (Pillar Two) の議論の動向と当会経理委員会によるコメント提出

政策業務第一グループ

### 1. はじめに

月報12月号でもご紹介したように、2019年は経済の電子化に伴う課税の新たなルール形成に向け、経済協力開発機構（OECD）において議論が進められた。これは100年に1度とも呼ばれる国際課税制度の大改革への動きであり、2019年2月にはパブリックコンサルテーション文書「Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of



公聴会に臨む中井氏（右から3番目）

the Economy」、19年10月にはパブリックコンサルテーション文書「Secretariat Proposal Unified Approach under Pillar One」、19年11月には「Global Anti-Base Erosion Proposal (“GloBE”)-Pillar Two」が公表され、それぞれに対してコメント募集が行われた。

こうした国際課税制度の新たな検討を巡る動きは、日本国内の税制の在り方にも影響をもたらすものであり、2019年12月12日に政府与党税制調査会により公表された「令和2年度税制改正大綱」においても、経済のグローバル化・デジタル化への対応に関する基本的考え方が明記され、今後の国際的な議論に向けた視点が盛り込まれている。

本稿では11月に公表されたパブリックコンサルテーション文書に対する当会コメントの要旨、12月9日のOECD公聴会での発表の様子を中心に解説する。

### 2. 「Pillar Two」のOECD事務局提案、OECD公聴会での意見提出

月報12月号でもご紹介したように、OECD事務局は経済の電子化に伴う課税の枠組みを大きく「Pillar One」と「Pillar Two」に整理している。「Pillar One」では、既存の国際課税原則に加え新たな課税原則による補足および市場国／ユーザー所在国に対してどのように課税

権を配分するかといったルールの見直しが行われた。「Pillar Two」では軽課税国に利益移転をする租税回避的な行為への対抗措置が提案されている。

「Pillar One」においてOECD事務局は主に、①課税対象とするビジネスのスコープをどのように定めるのか、②市場国において新たな課税根拠の原則をどのように定めるのか、③市場国での課税権をどのように定めるのか、という観点から新たなルールを提案している。

一方、「Pillar Two」では、軽課税国に利益移転を行う租税回避的な行為に対する対抗措置を提案しており、最低税率を導入し、それ以下の実効税率であった市場国での所得を親会社所在国で合算するルールを提案している。

「Pillar Two」においては、全世界統一の課税ベースを算定する方法、高課税所得と低課税所得の合算を認める「ブレンディング」と呼ばれるアプローチ（全世界ブレンディング、国・地域ブレンディング、事業体ブレンディング）、また、適用除外のルールの在り方（カーブアウト）、コンプライアンス費用の増加に対する懸念といった観点から意見が求められている。

### 3. 「Pillar Two」OECD事務局案への当会経理委員会コメント、OECD公聴会での発表

当会経理委員会から提出した「Pillar Two」に対するコメントは、「Pillar One」同様、経理委員会税務コミッティでの議論・協議を踏まえとりまとめたものである。本コメントでは、経済の電子化に伴う課税上の課題に対しては、既存の国際課税原則のフレームワークでの解決が困難であり、対応策が必要であるとの認識を共有するものの、企業に過度なコンプライアンスコストが発生する追加的な所得合算ルールの導入は慎重に行うべきであり、拙速に導入すべきではないと考える旨、主張している。また、仮に新たな所得合算ルールを導入する場合には、企業が稼得するどのような利益に対して税が課されるべきかという点につき世界的なコンセンサスを得るべきである旨を主張している。

特に、課税ベースの算定方法、ブレンディング、カーブアウトという三つの論点に対しては、とりわけブレンディングの考え方を中心に議論を進めていくべきであり、十分な議論、論点整理が行われるべきことを要望している（詳細は当会HP「提言・要望」欄に掲載している当該コメントをご参照願いたい<sup>1)</sup>）。

なお、「Pillar Two」に関するパブリックコンサルテーションでは、産業界をはじめとする関係者からの意見提出の他、2019年12月9日、OECDにおいて公聴会が開催された。その際、日本の産業界・日本経済団体連合会を代表して当会2019年税務コミッティ幹事会社であった

伊藤忠商事(株)より、中井剛氏（経理部 税務室室長代行、2019年国際税務ワーキンググループ 座長）が出席し、課税ベースの決定方法に関して発表を行った。またこの公聴会では、諸外国の関係者から、制度の簡素化、二重課税が発生しないようにすることが重要であるといった点がコメントされたとのことである。

#### 4. 今後の議論の行方

冒頭触れたように、経済の電子化に係る課税制度の検討は、将来のわが国の国際課税制度にも大きな影響をもたらす可能性があり、「令和2年度税制改正大綱」においても、(1) 経済のデジタル化への対応として、①背景・問題意識とともに、下記②基本的考え方として次の五つの視点が明記されている。

- イ 安定的かつ予見可能な投資環境の構築
- ロ 企業間の公平な競争環境の整備
- ハ 新ルールの適用対象の明確化等
- ニ 過大な事務負担および二重課税の防止
- ホ 法人税の引き下げ競争への対抗

ここに記された五つの視点は、当会経理委員会がOECD事務局に対して提出した「Pillar One」「Pillar Two」に対するコメントとも相通ずるものであり、今後のOECD包摂的枠組み会合での政府間交渉等を通じた新ルール形成に向けた動きにおいても、これらの視点を踏まえる形で日本の産業界の国際競争力を阻害することのないような方向での議論形成に期待をしたい。

また、経済の電子化に係る課税制度の議論については、論点が多岐にわたる他、実務負担の軽減に配慮した検討が必要である状況を鑑みるに、2020年以降もOECDを通じた意見照会がなされると考えられる。

当会経理委員会としては、引き続き二重課税リスク発生懸念、コンプライアンス費用が過度に増加するような動き等に対して、現行の税務や課税制度の公平性、合理性を踏まえ、必要に応じて意見提出する所存である。



1 当会「提言・要望」欄 <https://www.jftc.or.jp/proposals/index.html>

